

単価・歩掛等回答書

平成29年5月10日受付

<p>質問</p>	<p>小田原市水道工事の積算における参考資料(平成29年1月)について、前年度の資料には、第1節 管路土工 1-1-1管路掘削に軽量鋼矢板たて込み工(両側分)で小型バックホウを使用する場合の算出方法が記載されていましたが、今回の資料には記載がありません。どのように算出すればよろしいですか。</p> <p>また、実務必携(平成28年度版)より舗装版直接掘削・積込工(機械)の小型バックホウ使用時も上記の考えでよいか。</p>
<p>回答</p>	<p>軽量鋼矢板たて込み工(両側分)で小型バックホウを使用する場合の算出方法について</p> <p>平成28年度水道事業実務必携より、小型バックホウ運転日当り運転時間6.5時間と記載されています。(P150第4表備考)この数値を用いて、算出してください。</p> <p>(例)小型バックホウ山積0.08m³を使用する場合 ・実務必携P147第6表及びP154第15表より、1日当りの運転単価を算出 (注)小型バックホウの機械損料は(15)欄を使用 ・実務必携P41第8表のバックホウ運転費の時間を、実務必携P150第4表備考に記載されている小型バックホウ運転日当り運転時間を用いて、バックホウ運転日数を算出 $12.1 / 6.5 = 1.862$日</p> <p>舗装版直接掘削・積込工(機械)の小型バックホウ使用時も上記の考え方と同様です。</p>
<p>担当</p>	<p>小田原市水道局工務課整備係 TEL 0465-41-1228 FAX 0465-41-1239</p>

注意事項

・再質問は再度FAXにてお送りください。

単価・歩掛等回答書

平成29年5月22日受付

質問	<p>平成29年5月10日についての再質問 舗装版直接掘削・積込工(機械)の小型バックホウ使用時について (例)小型バックホウ山積0.13m³を使用する場合 小型バックホウ運転の歩掛(1日当り)は実務必携P156第24表を使用しますが、この場合の小型バックホウの機械損料は建設機械損料表の(15)欄の供用日単価(5,870円)を使用するのでしょうか？それとも(13)欄の日単価(10,400円)を使用するのでしょうか？ 前回の回答より、軽量鋼矢板たて込み工(両側分)の考え方と同じなので機械損料表の(15)欄を使用すればよいのでしょうか？</p>
回答	<p>舗装版直接掘削・積込工(機械)の小型バックホウの機械損料については、実務必携P156第23表欄にバックホウ運転費の単位が時間となっているため、建設機械損料表の(13)欄の日単価(10,400円)を使用しております。</p>
担当	小田原市水道局工務課整備係 TEL 0465-41-1228 FAX 0465-41-1239

注意事項

・再質問は再度FAXにてお送りください。